

国立研究開発法人土木研究所における行政機関等匿名加工情報の提供に関する要領

平成30年2月26日
国立研究開発法人土木研究所
達第1号

改正 令和 2年 3月31日
改正 令和 3年 3月26日
改正 令和 4年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）における行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び国立研究開発法人土木研究所保有個人情報等管理規程（平成18年4月3日独立行政法人土木研究所規程第19号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第2条 研究所における行政機関等匿名加工情報の作成及び提供は、総括保護管理者（規程第3条に定める総括保護管理者をいう。以下同じ。）の管理のもと行うものとする。

(提案の募集対象となる個人情報ファイル簿)

第3条 保護管理者（規程第5条に定める保護管理者をいう。以下同じ。）は、当該部等が保有している個人情報ファイルが、法第110条の規定による行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案（第10条及び第11条を除き、以下「提案」という。）の募集対象となる個人情報ファイルに該当すると認める場合は、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

- 一 提案の募集をする個人情報ファイルであること。
- 二 提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当するか否かの別

(提案の募集)

第4条 総括保護管理者は、毎年度1回以上、30日以上の期間を定めて、次に掲げる事項

をあらかじめ公示することにより、提案を募集するものとする。

- 一 提案の募集の開始日及びその期間
- 二 提案の募集対象となる個人情報ファイル簿
- 三 各個人情報ファイルの概要

(提案の審査)

第5条 総括保護管理者は、前条の提案があったときは、次に掲げる事項について、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する保護管理者の意見を聴いた上で、法第112条の基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 提案することができる者の範囲
- 二 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 三 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法
- 四 行政機関等匿名加工情報を用いて行う事業の目的及び内容
- 五 行政機関等匿名加工情報の利用期間
- 六 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置
- 七 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に研究所の事務の遂行に及ぼす影響

(審査結果の通知)

第6条 総括保護管理者は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により通知する。

一 法第113条の規定により研究所との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

- 二 納付すべき手数料の額
- 三 手数料の納付方法
- 四 手数料の納付期限
- 五 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 六 その他総括保護管理者が必要と認める事項

2 前項の通知は、次に掲げる書類を添えて行う。

- 一 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約締結に関する申込書
- 二 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書 2通

3 総括保護管理者は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、当該理由を記載した審査結果通知書により通知する。

(契約の締結)

第7条 総括保護管理者は、前条第1項の通知を受けた者から、同条第2項の書類の提出

があった場合は、手数料の納付を確認の上、当該契約を締結するものとする。

2 前項の契約にあたっては、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書を2通作成し、署名又は記名押印の上、うち1通は当該提案をした者に送付する。

(作成方法)

第8条 総括保護管理者は、前条の契約を締結したときは、当該契約に係る個人情報ファイルを保有する保護管理者に契約内容等を示した上で、行政機関等匿名加工情報の作成を指示するものとする。

2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第三号）第62条に定める基準に従って当該個人情報を加工しなければならない。

3 前項の規定は、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する個人情報ファイル簿)

第9条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数及び情報の項目
- 二 次条の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等)

第10条 第5条（第2号及び第3号を除く。）、第7条及び第8条の規定は、法第116条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案について準用する。第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

(手数料)

第11条 第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間まで毎に3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をす

る場合に限る。)

2 前条において準用する第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額

二 第8条(前条において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 納付された手数料は、原則として返還しない。

(契約の解除)

第12条 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

二 第5条第1号(第11条において準用する場合を含む。)に規定する提案することができる者の範囲に該当しなくなったとき

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(従事者の義務)

第13条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第9条第2項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する研究所の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

二 第9条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

この要領は、平成30年2月26日から施行する。

附 則 (令和2年達第6号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年達第4号）
（施行期日）
第1条 この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則（令和4年達第 号）
（施行期日）
第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人土木研究所理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第110条の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、土木研究所のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第110条の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、国立研究開発法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

国立研究開発法人土木研究所理事長 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

第110条第3項
個人情報保護に関する法律 第116条第2項において準用する
第110条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

受任者（ふりがな）

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条・第116条第1項前段・第116条第1項後段、第113条及び第117条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号

（ふりがな）

委任者（ふりがな）

住所又は居所

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人土木研究所理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立研究開発法人土木研究所との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5（第7条第2項第1号関係）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
（第一面）

年 月 日

国立研究開発法人土木研究所理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第113条

個人情報保護に関する法律 第116条第2項で準用する第113条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第九（第59条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。

3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(第二面)

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

別記様式第6（第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立研究開発法人土木研究所理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7（第11条において読み替えて準用する第4条関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人土木研究所理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報保護に関する法律 第116条第1項前段 の規定に
第116条第1項後段

より、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 CD-R DVD-R
 - （2）提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 115 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 116 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第8（第11条において読み替えて準用する第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立研究開発法人土木研究所理事長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立研究開発法人土木研究所との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9（第11条において読み替えて準用する第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立研究開発法人土木研究所理事長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること